

【令和2年第1回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和2年3月19日 文教委員長 河野 ゆかり

○「議案第6号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について（教育委員会に関する部分）」

《主な質疑・答弁等》

\* 廃止する施設整備基金の用途について

学校防犯対策施設整備事業の財源とするものであり、具体的には、市内各校への防犯カメラの設置に充てる予定としている。

\* 基金の取崩しが令和2年度末予定である理由及び会計区分について

改正する条例の施行期日が令和3年4月1日であることから、時期を合わせる形で令和2年度末に基金の取崩しを行うものである。なお、取り崩した基金は一般会計に繰り入れる予定である。

\* 代替となる基金の設置の必要性について

平成21年3月に白山小学校と王禅寺小学校の統廃合を行った際、白山小学校の校舎等の建物を学校法人に有償譲渡したが、その対価について、基金への積立てを行えば国への返納が不要となることから、本基金を設置した経緯がある。したがって、今回の基金の廃止に伴う代替の基金の設置は不要であると考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第8号 川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第9号 川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\* 本条例の改正は、行政手続や業務に用いる情報を紙ベースのアナログデータからデジタルデータに移行させ、オンライン化を原則とすることで利便性の向上を図るものであるが、インターネット環境を使いこなせない、又は経済的に使うことができない環境にある市民に対する支援策が考えられていないことに加え、行政手続のオンライン化に必要なマイナンバーについては、制度自体に反対の立場であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第16号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

**\* 幼保連携型認定こども園において配置すべき教育及び保育に直接従事する職員の要件について**

職員の要件は、幼稚園教諭免許状を有し、かつ保育士の登録を受けている職員である。なお、配置基準としては、0歳児3名につき1名、1～2歳児6名につき1名、3歳児20名につき1名、4～5歳児30名につき1名を配置し、かつ合計2名以上を配置することとなっている。

**\* 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準に係る独自基準を設けている自治体の有無について**

本件については、従うべき基準として自治体の裁量が認められていないため、基本的に自治体が独自基準を定めることはできない。

**\* 市内の幼保連携型認定こども園の数等について**

市内の幼保連携型認定こども園は令和2年4月から5園となるが、そのうち4園は両資格を有する副園長又は教頭が配置されている。残りの1園については、副園長又は教頭がいずれの資格も有しておらず、職員の員数に算定できないところであるが、副園長又は教頭以外の職員により、園に必要な員数が満たされている状況である。

**\* 保育の質の担保に係る考えについて**

本市では幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行している現状を踏まえ、国が示す「幼稚園教諭免許状・保育士資格の併有促進のための支援策」を活用し、教育・保育従事者の併有を促進するとともに、各区保育総合支援担当と連携を取り、実務的な部分についての支援を行っている。

《意見》

**\* 幼保連携型認定こども園は幼稚園と保育園の両方の性質を持つ施設であり、職員間においてもそれぞれの慣習等が併存する難しさがある。保育の質の観点から、副園長又は教頭については、幼稚園教諭免許状及び保育士の登録双方を兼ね備えるべきと考えており、条例改正による規制緩和期間の延長は保育の質の低下につながりかねないことから、本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第25号 川崎市学校給食費の管理に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

**\* 給食費の公会計化に伴って削減される1校当たりの教員の労働時間について**

平成30年度の調査において、市内7区の小中学校各2校計28校及び特別支援学校1校を対象に算出した結果、徴収事務を行わなくなることによる削減時間は、1校当たり年間約327時間である。この計算に基づくと、対象となる全ての学校において削減される教員の負担時間は、合計で約5万5,000時間である。

**\* 給食費の公会計化に伴って削減される公費支出について**

公会計のシステム化により、1億2,000万円の公費支出が生じることは把

握しているが、伴って削減される公費支出については算出を行っておらず、この数字を本日表示することができないことを申し訳ないと思っている。示すことが可能か否かを含め、学校給食会の負担減、学校現場の負担減、教育委員会の負担増等について早急に精査し、改めて議会に対して丁寧な説明を行いたいと考えている。

**\* 給食費徴収業務の移管に伴う教育委員会事務局職員の増員について**

令和2年度においては、徴収・督促業務について係長1名、職員2名の増員を予定しているところである。公会計化が実施される令和3年度以降については、未納者対策等について、先行する他都市の事例を参考に、業務の一部外部委託を含め、適切な仕組みを構築していきたいと考えている。

**\* クレジットカード等による多様な支払方法の検討について**

口座振替による支払を原則とした上で、口座開設が困難な世帯等に対しては、コンビニで支払可能な納付書による請求を行う予定である。その他の支払方法については、クレジットカードやLine Pay等、他都市や他局の取組を参考に、適切な多様化を図っていきたいと考えている。

**\* 給食費の公会計化に係る会計区分について**

一般会計の予定で進めているところである。

**\* 公会計化後における給食費債権の法的性質について**

保護者と給食の提供に係る契約を結ぶことから「私債権」であり、市の会計となることから「公会計」と位置付けられる。

**\* 給食費の未納者に対する丁寧な対応の実施について**

教員が行っていた滞納者の対応を教育委員会事務局職員が行っていくに当たり、給食費の未納者に対しては、必要に応じて生活保護制度や就学援助制度を紹介するなど、丁寧な対応を行っていききたいと考えている。

**\* 給食費の支払に苦慮する保護者への配慮について**

学校を通じて、家庭、保護者の情報を得ながら、適切な対応をしていきたいと考えている。

**\* 給食費の未納者に対して児童手当の差押えを行うことへの考えについて**

現時点では考えていない。

**\* 給食費を「支払えない」ではなく「支払わない」保護者への対応について**

未納者の置かれた事情及び公平性を考慮の上、未納者に対しては適切に督促を行う等、収納率の向上に努めていきたいと考えている。

**\* 第4条の「特別な理由があると認めるときは、学校給食費負担者が負担すべき学校給食費を減額し、又は免除することができる。」が適用される場合について**

基本的には想定外の事態が生じた場合が対象であり、自然災害等の事情が考えられるところである。なお、各期において、児童又は生徒が一部を喫食しなかった場合には減額、全部を喫食しなかった場合は免除との基準を設けている。

**\* 生活保護基準改定により就学援助を受けられなくなる児童・生徒が第4条の「特別な理由」に含まれるか否かについて**

生活保護基準の改定により就学援助を受けられなくなる児童・生徒は「特別な理由」に含まれるものではなく、「特別な理由」はあくまで自然災害等の例外的

な事由が生じた際を想定したものである。

**\* 生活保護基準の改定により就学援助を受けられなくなる世帯に対する減免以外の支援策について**

全国的な考え方と同様、本市においても生活保護及び就学援助が社会のセーフティネットであると考えており、これらの制度の未申請者に対しては活用を促す支援を行っていきたいと考えているが、生活保護基準以上の世帯については一定の資力があるものと捉えており、特別な支援を行うことは考えていない。

**\* 生活保護基準の改定により就学援助を受けられなくなる世帯に対する減免の適用又は就学援助対象の拡大を図ることへの考えについて**

今後、制度設計を行う中で検討していきたいと考えている。

**\* 学校給食会が有する給食費の未納債権額及び本市への承継について**

未納債権額は約890万円であるが、本市に承継させた場合は市金銭会計規則にのっとり、従前と異なる対応が必要となることから、債権を本市に承継させるか、引き続き学校給食会が保有したままの対応とするかについては、現在検討中である。

**\* 公会計化に伴う学校給食会への補助金支出の増減について**

令和2年度は6,600万円の支出予定であるが、公会計化が施行される令和3年度以降については、公会計化後の学校給食会の役割を踏まえ、補助金支出の適切な変更を検討していきたいと考えている。

**\* 食材の調達に係る考えについて**

本市児童、生徒及び教員の合計人数は約11万2,000人であり、小学校においてはおよそ年187回の給食が実施されているなど、学校給食会以外からは全ての食材調達に対応することは難しいと聞いている。そのため、民間事業者に対してサウンディング調査を行い、寄せられた意見を基に対応していきたいと考えている。

**\* 9割を超える国産の食材採用率を維持することへの考えについて**

子どもの食の安全のため、これまで同様、給食の食材は基本的に国産を用いていきたいと考えている。

**《意見》**

**\* 給食費の公会計化は重大な変更であり、教職員の負担軽減が主眼であっても、従前との比較に基づく公費支出の削減効果は当然に算出すべきであり、なされていないことは非常に問題である。早急に算出を行い、議会への報告を行うとともに、今後の教育行政の推進全般に当たって、留意してほしい。**

**\* 給食費の未納者に対しては、家庭の事情を鑑みた適切な対応を行ってほしい。**

**\* 給食費を「支払えない」ではなく「支払わない」悪質な未納者に対しては、「支払えない」未納者よりも厳しく支払を求めていくなど、悪質な未納事案を更に増やすことのないよう、公平性に配慮した徴収事務を行ってほしい。**

**\* 給食で命をつないでいる子どもがいるなど、学校給食事業は非常に重要な事業であることを念頭の上、公会計化実施後も慎重かつ適切に事業を推進してほしい。**

**\* 生活保護基準改定に伴って就学援助を受けられなくなる家庭を始めとして、給食**

費の支払に苦慮する保護者に対しては十分な配慮をした上で対応してほしい。

- \* 生活保護基準の改定により就学援助が受けられなくなる世帯に対する支援は特段行わないとのことであるが、同世帯が経済的に厳しい状況であることは言うまでもなく、また、給食費未納の増加につながるものである。今後、就学支援対象の算定方法を変更するなど、同世帯に対する支援を柔軟に検討してほしい。
- \* 生活保護基準及び就学援助の対象か否かを資力の有無の判断基準とすることにより、世帯によっては深刻な経済的困難に陥ることが考えられるため、今後、学校給食費の減免対象の拡大又は就学援助の対象拡大を実施することについて、真摯に議論をしてほしい。
- \* 子どもの食の安全確保の点など、学校給食事業は慎重な対応が求められる重要な事業であることから、公会計化が実施される令和3年4月1日までの1年間を有効に活用して取組を進めるとともに、学校給食会の位置付けの見直し等について、適時適切に議会に対する情報提供を行ってほしい。
- \* 以前、全国的に学校給食の食材の質について問題となったことがあり、子どもの食の安全の確保は重要なテーマである。公会計化後においても引き続き、給食の食材は基本的に国産を用いる方針としてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第29号 宮前区における町区域の設定について」

○「議案第30号 宮前区における住居表示の実施区域及び方法について」

《一括審査の理由》

いずれも宮前区野川地区において住居表示を実施するため所要の手続を定める内容であるため、2件を一括して審査

《議案第29号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第30号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第31号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第32号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

- \* 各光熱水費に係る入札提案時の使用見込量と令和元年度の使用量実績の乖離について

ガス使用量の増加及び電気使用量の減少については、当初、導入予定のなかったガスコージェネレーションシステムの導入等によるものである。次に、水道及び下水道使用量の減少については、当初予定していた地中熱ヒートポンプシステ

ムや更衣室への浴槽の設置が見送られたこと等によるものである。また、重油使用量の減少については、非常用自家発電機の使用がなかったことによるものである。

**\* 令和2年度の各光熱水費の使用見込量について**

カルッツかわさきの開業から約2年6か月が経過したところであり、今後も推移を見守る必要があるが、おおむね令和元年度と同等の使用量が見込まれる。

**\* 各光熱水費に係る使用見込量と実使用量のかい離に係る今後の対策について**

指定管理者から入札提案時に受けた使用見込量と実使用量の間にかい離が生じた場合については、契約上、数値の修正等を行う取り決めとなっていないため、当初の使用見込量の変更はできないところである。今後も推移を見守り、指定管理者に対しては、得られた利益について利用者に還元し、サービスの向上を図るよう促していきたいと考えている。

**\* カルッツかわさきにおける夏の冷房の設定温度について**

市民にとって快適かつ安全に施設を利用してもらうため、引き続き28度の設定を継続する予定である。

《意見》

**\* ガスコージェネレーションシステムの導入等、設備の変更による各光熱水費に係る使用見込量と実使用量のかい離について、契約上の理由から使用見込みの数値を修正すること等ができないとのことであるが、可能な限りかい離が解消されるように進めてほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第5号 川崎市の図書館の振興にかかわる請願」

《請願の要旨》

本市における「(仮称)今後の市民館・図書館のあり方」の策定に当たって、現在の宮前区の図書館・市民館をいかし、区内2つ目の図書館・市民館を建設する方針とすること、庁内検討会だけではなく、市民・専門家の委員等による「将来の図書館のあり方構想委員会」といった機関を設置し、行政と市民で検討の上で進めること及び図書館の管理形態については本市直営を原則とすることを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

「今後の市民館・図書館のあり方」の策定は、超高齢社会、人口減少及び地域のつながりの希薄化等の社会状況の変化、また、市民ニーズの多様化に対して、市民館・図書館が地域の中の生涯学習施設としての機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができることを目的として、おおむね10年程度を見据え、令和2年度の策定を目途に検討を進めるものである。

市民館・図書館の概況として、本市では公民館と文化会館の2つの機能を持つ都市型施設として各区に1館の市民館及び6館の分館を設置するとともに、図書館は各区に1館の地区館、分館5館及び閲覧所1館に加え、自動車文庫の市内巡回等により、全市的な図書館サービスを展開しているところである。

主な関連施策として、国による「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の答申、市の関連施策としては「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」、「資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針」の策定に向けた考え方、「川崎市持続可能な開発目標推進方針」等が挙げられ、これらの各施策を踏まえながら、「今後の市民館・図書館のあり方」の検討を進めているところである。

市民館の現状と課題としては、1点目に分館の平均利用率が50%を下回っていること、2点目に若い世代の参加が少ないこと、3点目に受講者のグループ同士の横のつながりづくりや、個人の学びの成果をいかす仕組みが十分とは言えない状況が挙げられ、全ての人が利用しやすい場づくり、地域の中の学びや活動の場の増加及び受講者グループの育成・活動支援の取組を効果的に進めていきたいと考えている。

図書館の現状と課題としては、1点目に図書館における利用者数等が減少傾向にある一方、閲覧席の不足等の改善を望む意見が寄せられていること、2点目に地域における地域文庫等のさまざまな資源との連携・活用について多くの可能性が残っていること、3点目には現在推進している蔵書数の増加、多様な資料の収集及びインターネット等の環境整備を、将来にわたって継続していくことが挙げられ、館内の限られた空間の有効活用や、運営・利用ルールの見直し、魅力あるサービスや事業の展開による利用の促進並びに地区館及び分館を拠点とした、地域における広い図書館サービスの展開を進めていきたいと考えている。

市民館・図書館に求められる役割は「学びと活動を通じたつながりづくり」であると認識しており、これからの市民館・図書館が目指す方向性として、1点目として「利用及び参加の更なる促進」、2つ目として「身近な地域に立脚した取組の推進」、3つ目として「地域資源や担い手づくりの推進」を柱に考えている。

「今後の市民館・図書館のあり方」に関する今後のスケジュールとして、目指す方向性を実現するための事業推進体制や管理運営体制など、引き続き、市民等からの意見聴取に取り組みながら検討を進め、令和2年12月頃を目途に「今後の市民館・図書館のあり方」(案)を公表し、パブリックコメント手続を経た上で、令和3年3月頃に「今後の市民館・図書館のあり方」を策定する予定である。

次に、「新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方」は、現在の宮前市民館・図書館の概要や主な関連施策、これまで得られた市民意見等を踏まえ、基本計画の策定に向けた新しい施設づくりに関する基本的な考え方を示すものである。

新しい宮前市民館・図書館整備については、平成31年3月に策定された「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」において、再開発で建設される同じ建物内の店舗等との近接による相互連携の可能性の創出等の新たな可能性をいかすとともに、社会教育及び生涯学習に係る環境を整備し、事業の充実やサービスの向上を目指すこととする等とされたところである。

宮前区及び宮前市民館・図書館の概要として、宮前区は、平瀬川等の3つの河川に挟まれていること、起伏に富んだ地形、国史跡である橘樹官衙遺跡群などの文化

的・歴史的な景観等が特徴として挙げられる。平成30年度の宮前市民館・図書館の利用状況については、市民館は大ホールとギャラリーの利用率が高く、図書館は貸出冊数が約91万2,000点、入館者数が約55万9,000人と多くの市民の利用が見られている。

令和元年度の市民意見聴取の取組として、1点目に令和元年7月に実施した新しい宮前市民館・図書館づくりの検討に向けたアンケート、2点目に同年9月及び10月に開催した「みんなでつくる、あたらしい宮前市民館・図書館アイデアワークショップ」、同年10月の宮前区民祭で開催した「みんなでつくる、あたらしい宮前市民館・図書館オープンハウス」があり、これらで得られた市民意見やアイデアについては、施設、環境、事業・サービス、使い方の面から主なキーワードの取りまとめを行ったところである。

新しい宮前市民館・図書館の基本理念等については、鷺沼駅周辺再編整備基本方針や「今後の市民館・図書館のあり方」に関する基本的な考え方等を踏まえ、まとめており、基本理念を『市民の力で成長し続ける、宮前区らしいスタイルの市民館・図書館』～多様な人々が交流し、つながり、新たなコミュニティ・生活・文化・教養を創発し、地域への愛着を育む場づくりをめざして～としたところである。

宮前区の特徴等を踏まえ、宮前市民館・図書館は、市民の学びや文化、交流等の活動を支援する生涯学習施設としての役割を十分に果たしていくため、再開発事業との一体整備等の特徴を最大限にいかしながら、人と人との新たな交流やつながりを新たなコミュニティ・生活・文化・教養の創発につなげ、地域への愛着が育まれる施設となることを目指すこととしている。また、基本方針については、「今後の市民館・図書館のあり方」に関する基本的な考え方における「めざす方向性」と整合を図った内容としている。

新しい宮前市民館・図書館に関する今後のスケジュールとして、令和2年2月にオープンハウス形式の対話型説明会を実施するとともに、引き続き、基本的な考え方を踏まえて、施設整備や事業・サービス等に関する基本的な方向性、整備スケジュール等を検討の上、同年5月の基本計画（案）の公表、同年6月のパブリックコメント手続と、同年8月の基本計画の策定を目指しているところである。

請願第5号に対する本市の図書館の状況として、各区に1館の地区館と市内5か所の分館及び閲覧所1か所の計13館を拠点としながら図書館サービスを展開するとともに、館外での図書館サービスの現状として、自動車文庫の運行、返却ボックスの設置、身体障害者手帳の交付を受けている方等への郵送などによる資料提供、図書館ホームページから蔵書検索や予約などができるICTの活用、市立学校10校での学校図書館の開放を行う学校図書館有効活用事業及び大学との連携、稲城市等近隣4自治体との相互利用協定の締結によるそれぞれの自治体の図書館利用を行っている。

令和元年度の市民意見聴取に関する取組として、「今後の図書館のあり方」に関しては、アンケート及びワークショップの実施により、図書館利用者の利用実態や図書館を利用していない方のニーズ把握を行うとともに、学識経験者や公募市民等で構成される社会教育委員会議や関係団体等からの意見聴取を行ったところである。



また、新しい宮前市民館・図書館に関しても、アンケート、ワークショップ、関係団体への意見聴取を同様に行っている。

市立図書館の運営状況については、一部業務を民間事業者に委託しており、市職員による主な業務は、レファレンス、読書相談、資料の選書等、また、民間事業者には、市職員が専門性を発揮し、レファレンス業務等に専念できるよう、返却カウンター業務や配架業務等を委託しているところである。

願意に対する本市の考え方として、願意の1つ目である「宮前区内に2つ目の図書館・市民館を建設すること」に対しては、鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針、新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方等に基づき、鷺沼駅前という立地状況や再開発事業との一体整備という特徴を最大限に生かしながら、「市民の力で成長し続ける、宮前区らしいスタイルの市民館・図書館」となるよう、宮前市民館・図書館の移転・整備を進めており、現区役所等施設・用地については、宮前区全体の将来のまちづくりや現区役所周辺エリアの活性化等の観点から、宮前区全体の魅力や安全・安心の暮らしの向上を目指し、全庁的な検討を進めていきたいと考えている。

願意の2つ目である「今後の市民館・図書館のあり方」の策定に係る行政と市民による検討に対しては、今後の全市的な図書館のあり方や、新しい宮前図書館の移転・整備に向けた検討に当たり、今年度実施した庁内検討会議等による行政内部での検討に加え、アンケート、ワークショップ、関係団体等へのヒアリング等により、利用実態等の把握や市民意見等の聴取の取組を進めてきたところであり、引き続き、検討の進捗状況に応じて、適切な方法で市民、学識経験者等からの意見を伺う機会を設けていきたいと考えている。

願意の3つ目である「図書館の管理形態は直営を原則とすること」に関しては、図書館の管理運営に当たり、引き続き、図書館法等にのっとり、資料の収集、提供、保存等の基本的な役割を着実に担っていくとともに、公立図書館として果たすべき役割を十分に踏まえながら、最適な手法について検討していく考えである。

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 教育委員会会議における本請願に類する議論の状況について

「今後の市民館・図書館のあり方」に関する基本的な考え方及び「新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方」については本年2月12日の教育委員会会議において議案として承認され、付託されたところである。

##### \* 教育委員会会議に対する同趣旨の請願の受理の有無及び提出者の同一性について

教育委員会会議に対しても同一の提出者から同趣旨の請願を受理している。  
なお、まだ審査は行っていない。

##### \* 2月12日の教育委員会会議における議論の内容について

「川崎らしさ、宮前区らしさを踏まえた計画の検討を行ってほしい」との意見や、「単なる社会教育にとどまらず、地域の他の団体又は民間との連携等の検討を進めてほしい」との意見が寄せられた。

##### \* 教育委員から寄せられた意見に示された「川崎らしさ」の表現の解釈について

広がる市民の多様性への対応やこれからのコミュニティ施策の基本的考え方

との連携を求めた意見であると解釈している。

**\* 両基本計画の策定スケジュールについて**

市民館・図書館のあり方が令和3年3月頃策定予定、宮前市民館・図書館に係る計画が令和2年8月頃策定予定としており、まずは宮前市民館・図書館に特化した施設整備を先行して実施するが、市全体の市民館・図書館のあり方の検討状況を踏まえて進めていく予定である。

**\* 各分館の利用率について**

平成30年度における各分館の利用率は、大師分館が32.1パーセント、田島分館が48.7パーセント、日吉分館が38.2パーセント、橘分館が30.9パーセント、菅生分館が45.7パーセント、岡上分館が42.3パーセントである。

**\* 分館の平均利用率が50パーセントを下回っている期間及び原因について**

平成24年度以降、平均利用率は50パーセント前後で推移しており、社会教育に係る各講座受講者に対して継続利用を促しているものの利用が伸び悩んでいることや、地域住民に対する施設の周知が行き渡っていないこと等が原因であると考えている。

**\* 各分館の低利用率に対する取組について**

距離的に遠い等の意見が寄せられることがあるため、「まちに飛び出す」をコンセプトとして、学校施設等の市民に身近な場所の活用等を展開する必要があると考えている。

**\* 市民館・図書館等における飲食等のニーズについて**

料理室等の一部可能な部屋を除いて飲食は原則不可であるが、飲食スペースを要望する声や個人の学習希望も寄せられており、今後、ニーズの変化を捉えながら、利用ルールの見直しも検討していきたいと考えている。

**\* 新しい宮前市民館・図書館づくりに向けたワークショップで寄せられた意見について**

気軽な訪れやすさ及び居場所的な機能についての希望のほか、多様な世代、子ども、老人、外国人等に対するバリアフリー機能付与に関する意見があり、新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方の基本理念に反映させたところである。

**\* 新しい宮前市民館・図書館づくりに係る庁内の検討状況について**

副市長及び関係局による全庁的な検討会議の部会である新宮前市民館・図書館・区役所整備検討部会において、市民文化局等の関係局とともに市民意見の結果等を踏まえた各ニーズへの対応について議論しているところである。

**\* 今後の市民、学識経験者等からの意見聴取について**

今後の意見聴取の手法等については検討中であるが、これまでは図書館に関する意見聴取が中心であったことを踏まえていきたいと考えている。なお、市民、学識経験者等を構成員とした会議体を新たに立ち上げる予定はない。

**\* 図書館1館当たりの人口について**

本市には13の図書館があることから、1館当たりの人口は約11万7,0

00人である。なお、政令指定都市において最も多いのは横浜市の約20万7,000人で、最も少ないのは浜松市の約3万3,000人である。

**\* 図書館利用者から寄せられた閲覧席の不足や施設老朽化に対する意見の具体的な内容について**

閲覧席については、調べ物や学習を目的に来館した際に満席となっている、施設の老朽化については、館内のソファの老朽化を改善してほしいとの意見が寄せられたところである。

**\* 多くの利用者に対して図書館のスペースが不十分である点の認識及び対応について**

各図書館のスペースには限りがあることは認識しており、中原図書館においては時間による利用制限の実施等の取組をしている。引き続き、開架及び閉架図書のパランスを始め、限られたスペースの有効活用を検討していきたいと考えている。

**\* 各政令指定都市の図書館設置数について**

平成30年度の統計では、さいたま市が25館、浜松市及び大阪市が24館、名古屋市及び熊本市が21館、京都市が20館、新潟市が19館、横浜市が18館、千葉市が15館、北九州市が14館、本市が13館、静岡市、堺市及び札幌市が12館、神戸市、広島市及び福岡市が11館、岡山市が10館、仙台市が7館、相模原市が4館である。

**\* 各政令指定都市の図書館における市民1名当たりの年間貸出し数について**

さいたま市が7.39点、静岡市が5.89点、岡山市が5.69点、新潟市及び浜松市が5.39点、京都市が5.15点、堺市が5.11点、名古屋市が4.67点、大阪市が4.33点、本市が4.25点、神戸市が4.21点、広島市及び北九州市が4.11点、仙台市が4.09点、熊本市が4.05点、千葉市が3.92点、相模原市が3.64点、札幌市が3.10点、横浜市が2.81点、福岡市が2.52点である。

**\* 宮前区役所・市民館・図書館跡地に2館目の図書館を設置することへの考えについて**

移転後の跡地活用については、宮前区全体のまちづくり等様々な観点から今後検討すべき課題であり、地域住民等の意見等を踏まえ、より有用な活用方法が見いだせるよう進めていきたいと考えている。

**\* 区内に図書館が1館のみである中原区及び宮前区に分館を設置することへの考えについて**

他都市との比較においては、それぞれの都市や施設整備の成り立ちにより館数は異なるものと考えており、本市では「『資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針』の策定に向けた考え方」において施設更新のタイミングで施設の多目的化ないし複合化を図る方針が示されていることから、方針を踏まえながら図書館サービスの展開を検討していきたいと考えている。

**\* 本市既設の図書館にはない新宮前図書館の特色について**

「行きたくなる市民館・図書館」、「まちに飛び出す市民館・図書館」、「地

域の‘チカラ’を育む市民館・図書館」を目指すとともに、鷺沼駅周辺地区の再編整備に合わせて多様なニーズに対応できる施設とする「空間・機能が‘融合’する市民館・図書館」、一体的に整備される区役所や近隣の商店街等との相互連携を視野に入れた「区役所・民間等と‘連携’する市民館・図書館」の5点を基本方針としたところが特色である。

**\* 今後の市民館・図書館のあり方で位置付ける市民館・図書館の役割について**

利用者が地域課題や社会的な課題について学び、利用者自身の地域や活動にいかしていくことで充実感を得るとともに、地域の活性化や大きな活動に発展することを想定しており、市民館・図書館がその拠点の役割を担うことを企図している。

**\* 商業施設の上階にある高津市民館の現状を踏まえた新宮前市民館・図書館における商業施設との連携について**

高津市民館は商業施設とフロアが完全に分離しているが、新宮前市民館・図書館については一部の階で商業施設とつながったエリアができる想定をしており、民間事業者との連携や市民館・図書館との融合等の具体的な検討については、今後進めていく予定である。

**\* 新宮前市民館・図書館に期日前投票所や災害時の帰宅困難者受入れの機能を持たせることへの考えについて**

具体的な施設づくり、運用面についての検討は今後の話であるが、公の施設として防災等の役割の必要性も認識しており、期日前投票所や帰宅困難者の受入れ等の機能についても念頭に入れ、取組を進めていきたいと考えている。

**\* 市民館・図書館の課題の記載において市内各施設に対して画一的に「何々が十分とはいえない」と断定的に表現していることについて**

「今後の市民館・図書館のあり方」に関する基本的な考え方は市民館及び図書館の職員からアイデア、意見等を集約して作成した文書であるが、今後の市民館・図書館のあり方の策定に当たっては、表現を精査していきたいと考えている。

**\* 認知が不十分であると分析している図書館における講演会等の事業に係る広報等の取組について**

図書館が単に本を借りるだけの場所ではなく、講演会等も行われている旨の広報については、図書館のホームページ、図書館だより、館内掲示等において行っているが、図書館の利用目的に関するアンケート結果では「本を借りる」を目的としているとの回答が大多数であるため、十分な結果分析を行い、引き続きより良い広報に努めていきたいと考えている。

**\* 図書館利用に係るアンケート調査等の取組について**

「今後の市民館・図書館のあり方」に関する基本的な考え方の検討に当たっては、アンケート調査、アイデアミーティングの開催等により利用者の意見の収集を行ってきたところである。

**\* 「まちに飛び出す市民館・図書館」に関する具体的な展望について**

現在、図書館及び分館を中心としたサービスに加え、学校図書館の有効活用、

自動車文庫の市内巡回等を展開しているが、今後、学校図書館の拡大や学校以外の既存公共施設との連携等について検討していきたいと考えている。

**\* 図書館を地域交流の場の1つに位置付けることについて**

地域住民が集うスペースを有する民間施設があることは認識しており、連携又は協力関係を構築できるか否かを含め、民間施設に対して直接対話する等の具体的な調査及び検討を行っていききたいと考えている。

**\* 他に比して中原図書館の委託料が高い理由について**

施設規模、面積が大きいことに加え、自動書庫を有していること等が理由であると考える。

**\* 市民意見の反映の在り方について**

計画の骨格は行政が作っていくものであるが、アンケートやワークショップ等で寄せられた意見については、適切な反映を検討するとともに、計画に反映されたことが分かりやすい文書となるよう、工夫していきたいと考えている。

**\* 新しい宮前市民館・図書館づくりに必要な視点の中で示された「滞在型のサードプレイス」の意味について**

自宅でも職場等でもない「第3の居場所」の意味であり、他者との交流や個人でのんびり過ごすなどの多目的な場所を想定している。

**\* 図書館における「居心地の良さ」の具体的な内容について**

最も重要である「読書をする場所」としての機能維持を基礎として、市民意見聴取の結果を参考にして、障害者、外国人、子育て世代、働く世代、若者世代それぞれの多様なニーズに対応した施設とすることや、気軽に訪れやすい雰囲気や、誰もが認め合い、居心地よく過ごせる場」をキーワードに進めていきたいと考えている。

**\* 市民の学習の場としての図書館への考えについて**

個人の学習活動の場としての役割が図書館の基礎であると考えており、引き続き重点的に機能充実に取り組むとともに、今後は講演会等の場を通じて、利用者の横のつながりを展開していきたいと考えている。

**\* 社会教育委員会議図書館専門部会から寄せられた意見について**

日頃図書館を利用していない市民の意見聴取を行うべきという意見や、これからのコミュニティ施策の基本的考え方との関係を整理すべき、宮前市民館・図書館づくりについては適宜情報提供をしてほしい等の意見が寄せられたところである。

**\* 意見聴取を行った「その他関係団体」2団体について**

「今後の市民館・図書館のあり方」については、川崎の図書館ともの会及び請願提出者である川崎の文化と図書館を発展させる会である。新しい宮前市民館・図書館づくりについては、宮前区の文化協会及びまちづくり協議会である。

**\* 宮前図書館における地域郷土資料の収集方針について**

市全体では地域郷土資料に対しての収集方針が示されている一方、宮前区のみを対象とした方針は特段ないところであるが、宮前区においても地域郷土資料の収集は重要であると認識しており、今後、重点的に行っていききたいと考え

ている。

**\* 新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方に係るオープンハウス形式の対話型説明会の実施スケジュールについて**

令和2年2月17日10時から14時まで宮前区役所2階ホールで、2月18日10時から14時まで有馬・野川生涯学習支援施設アリーナで、同日16時から20時まで宮前市民館入口ホールで、2月26日10時から14時まで向丘出張所で、2月27日10時から14時まで宮前市民館菅生分館で、2月29日10時から14時まで宮前市民館入口ホールで、計6回行う予定である。

**\* 教室型説明会の実施への考えについて**

個別で丁寧な話ができ、参加者の疑問点の解消につながりやすい点がオープンハウス形式のメリットと考えており、今後もオープンハウス形式により説明会を行っていく予定である。なお、区全体のまちづくりの取組に関する説明会については教室型説明会で行う予定である。

**\* 各区生涯学習支援課職員の業務について**

館長を始め、管理担当の職員が施設管理業務を行っているほか、社会教育振興係の職員が複数名配置されており、主催事業の企画、運営等の業務に当たっている。

**\* 図書館における一部業務委託の内容について**

図書の返却カウンター業務、本の配架業務、書庫の出納業務、予約・巡回資料の処理業務、貸出しカウンター業務等である。

**\* 他都市における図書館への指定管理者制度の導入状況について**

全国20の政令指定都市のうち11市において導入されているところであるが、政令指定都市以外の都市で、指定管理者制度を導入したものの、さまざまな理由から自治体直営に戻した例が複数あることから、これら他都市の例も参考にしていきたいと考えている。

**\* 図書館における市職員と民間委託職員の業務分担の見直しについて**

年次ごとの状況変化に応じて民間事業者への委託業務内容が変化してきた経過があり、今後についても状況等に応じた見直しを行うことはあり得る。

**\* 今後の市民館・図書館のあり方における人材育成の考え方について**

市民館等に在籍する司書資格や社会教育主事資格を持たない職員に対する取得支援等により、職員の専門性を高める取組を行っており、今後の展開についても適切に検討していきたいと考えている。

**\* 図書館司書の専門性を向上させる取組の状況について**

本市は司書としての職員採用を行っていないため、毎年一定枠の予算を確保し、司書資格の取得に向けた講座へ職員を派遣する取組を進めているところである。

**\* 蔵書へのICタグの添付について**

全ての蔵書に対するICタグの添付が済んでいる。

**\* 1度も貸出しされていない蔵書の検索の可否について**

システムの的に可能である。昨年に実際、1度も利用されていない蔵書につい

て、「あなたが最初の読者になりませんか」というコーナー展示も行ったことがある。

**\* 自動車文庫の年間利用状況について**

平成30年度の貸出し人数は約3,300人、貸出し冊数は約1万5,000冊である。

**\* 市立学校における学校図書館開放の年間利用状況について**

市立学校10校における来館者数の合計は約8,000人、貸出し冊数の合計は約1万2,000冊である。

**\* これからのコミュニティ施策の基本的考え方との関連について**

これからのコミュニティ施策の基本的考え方については、これまで町内会・自治会を中心とした地域づくりがなされてきたところ、若い世代を中心とした既存のものとは異なる地域の活動団体が増加しており、市民活動が多岐にわたってきていることから、まちのひろばやソーシャルデザインセンター等を中心とした新しい地域づくりを進めていくものであると考えており、市民館・図書館もその一環として位置付けられ得るものであると認識している。

**\* 各区役所におけるソーシャルデザインセンターの空間確保への考えについて**

多摩区における先行事例のように空間を確保するケースも想定される場所であり、市民館をまちのひろばの1つとして位置付けることも含め、今後、これからのコミュニティ施策の基本的考え方との関連性の中で整理していきたいと考えている。

**\* 多摩区における図書館機能の整備予定について**

現在、新たに図書館を整備する計画はなく、多様な主体との連携による図書館機能の展開について、精査していく予定である。

**\* 連携可能な地域資源等の把握について**

委員の指摘する地域の担い手不足は課題であると考えており、今後、連携可能な団体、施設等の精査から取り組んでいく予定である。

**\* 議会に対するバリューフォーマネーの説明について**

適時適切に議会宛てに報告したいと考えている。

《意見》

\* 今後の市民館・図書館のあり方は非常に重要な行政計画であり、複数の条例と関連することから、今後の議会宛ての経過報告等は丁寧に行ってほしい。

\* 市民館・図書館へ民間活力を導入した場合においても、これからのコミュニティ施策の基本的考え方を始めとした本市の考え方が適切に反映されるよう、市民文化局と連携の上、今後も適時適切に議会宛ての情報提供を行ってほしい。

\* 市民館・図書館の利用率向上のため、飲食のニーズに対応するなど多角的な視点から取組を進めてほしい。

\* 市民館・図書館における民間活力の導入は市民に与える影響が大きいため、事業体制及び管理運営体制の検討に当たっては慎重かつ丁寧に進めてほしい。

\* 今後、庁内の検討会議で検討される市民館・図書館に対する民間活力の活用に係るバリューフォーマネーの考え方を始め、サービス、経費、職員体制を含めたコ

ストに関する本市の方針については、適時適切に議会宛てに報告してほしい。

- \* 本市図書館 1 館当たりの人口は約 1 1 万 7, 0 0 0 人とのことであるが、起伏の多い宮前区の人口が約 2 3 万人であることを鑑みると、区内の図書館が 1 館である現状は不十分であると考え。また、運営については必ずしも本市直営とする必要はないと考えており、指定管理者制度の導入や地域拠点としてなどの位置付け等、今後の検討に当たっては、適切かつ柔軟に進めてほしい。
- \* 麻生区の図書館を頻繁に利用しているが、閲覧席の不足や老朽化を顕著に感じている。本市図書館全般で見られる課題であることから、適切に対応してほしい。
- \* 現在の本市図書館はスペース的に全ての利用者を十分に収容できていないと考え、限られたスペースの有効活用を進めるだけでなく、市内における図書館の新設を検討してほしい。
- \* ここ 1 5 年の間、本市の図書館数は 1 3 館のままである一方、さいたま市では 1 5 館から 2 5 館に増加している。宮前区の人口約 2 3 万人とほぼ同人口である東京都調布市には 1 1 館設置されており、市民一人当たりの年間貸出し冊数も本市 4 . 2 5 冊に対して 1 1 . 2 冊と大きく開きがある。このことから、区内の図書館が 1 館である宮前区及び中原区には特に図書館の増設が必要であると考え、移転する宮前区役所等の跡地活用も含め、実現に向けた検討を行ってほしい。
- \* 「今後の市民館・図書館のあり方」に関する基本的な考え方において、非常に解釈が困難である文章や自らの計画を正当化するような表現が散見されている。今後の市民館・図書館のあり方を始めとする文書の作成に当たっては、読み手の理解しやすさなど、表現の仕方について十分に配慮してほしい。
- \* 宮前図書館の移転に当たっては、移転先が鷺沼駅前である好立地をいかし、施設に地域交流の場としての機能を付与してもらいたいと考えているが、検討に当たっては、アルコールの提供を可とするなど、現在の公共施設における制約にとらわれず、柔軟な発想で進めてほしい。
- \* 計画の骨格は行政が責任を持って作成するという市の説明は理解するところであるが、その後、骨格に対して市民意見が十分に反映されるよう、ワークショップの開催やパブリックコメントの実施等により、適切な市民自治が達成されるよう取組を進めてほしい。
- \* 図書館に求められる最も重要な機能は「本を読める環境」であり、多様なニーズへの対応として複数の機能を持たせるに当たっては、図書館の根本の機能がおろそかにならないよう、適切に進めてほしい。
- \* 図書館施設の多目的化又は複合化に当たっては、図書館が「単に本がある場所」とならないよう、司書を配置するなど、市民が必要な情報を円滑に入手できるための適切な整備をしてほしい。
- \* 令和元年東日本台風の被害によって市民ミュージアムにおける貴重な資料が失われた事例も踏まえ、地域郷土資料の収集、保管に当たっては、慎重かつ計画的に行ってほしい。
- \* 図書館サービスにおける質の維持のため、図書館司書の処遇改善及び専門性の向



上に取り組んでほしい。

- \* 市立学校における学校図書館開放では、図書室内のごく一部の本のみしか利用できないなど制約が厳しく、ほとんど利用者がいない状況である。市民のニーズに応えるためにも、中身の充実を図ってほしい。
- \* 基本計画の策定に当たり、「多様な主体との連携」が地域の担い手不足により絵に描いた餅とならないよう、連携可能な地域資源の精査等をしっかりと進めてほしい。
- \* サードプレイス等、施設の多目的化の方針が示されたが、図書館の本質は利用者の知的レベルの向上であると考えており、本のレファレンスに当たっては、コンシェルジュのような造詣の深い人材が配置されることが理想である。図書館の本質を見失うことなく計画の策定を進めてほしい。
- \* 図書館利用の増加には幼少期から本に触れてもらうことが重要であり、本、図書室に親しみを覚える教育を進めるとともに、本の電子化への対応を進め、市民が行きたくなる、利用したくなる図書館づくりを推進してほしい。

#### 《取り扱い》

- ・ 本委員会での質疑を通じて、請願文に挙げられた3つの項目いずれについても賛同できる内容であると感じた。特に3つ目の項目に関しては、指定管理者制度の導入によるデメリットが他都市の事例から浮き彫りとなっており、本市直営を原則とすることはもっともな意見である。全ての請願項目に賛同できることから、本請願は採択すべきである。
- ・ 市民館・図書館は非常に重要な施設であり、十分な議論が必要であると考えている。請願文では市民意見の収集等や施設の運営に関する事項に踏み込んだ内容が記載されており、採択とすることは困難であると考えている。今後の本会議における一般質問等での議論の場を確保するためにも、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 請願項目の1つである2つ目の市民館・図書館の設置については、現段階では採択することは困難であり、別の項目である施設運営の在り方についても民間活力の導入が成功している例もあるため、直営に限定すべきではないと考える。今後の本会議における一般質問等での議論の場を確保するためにも、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 請願項目のうち、運営体制に関することが最も肝であると考えている。鷺沼駅前への移転により利用者が増加することは明白であり、他都市で住民投票が行われている例もあることから、本件は慎重に審議する必要がある事案と認識している。今後の本会議における一般質問等での議論の場を確保するためにも、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 本件は非常に大きな案件であり、今後も慎重に議論を継続していくべきであることから、今後の本会議における一般質問等での議論の場を確保するためにも、本請願は不採択とすべきである。

#### 《審査結果》

賛成少数不採択